

議 長 説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑ございませんか。
(なしの声)

議 長 無いようですので、これより採決いたします。本案件について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(賛成者挙手)

議 長 全員賛成ですので、本案件は原案のとおり承認することに決定しました。

議 長 次に、報告第1号の農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告についてを議題とします。

事務局長 報告第1号、農地法第6条第1項の規定(農地所有適格法人)による報告について
下記の者から、農地法第6条第1項の規定により書類提出があったので、これを報告する

令和6年10月9日 提出
大仙市農業委員会 会長 細谷 精悦

議 長 事務局より報告願います。

参 与 議案書の18ページをご覧ください。記載の四つの法人からの報告がありました。個別に説明するべきところですが、総会時間の短縮のため省略させていただきます。どうぞご了承願います。個別の報告書につきましては、19ページから33ページに掲載のとおりとなります。報告書の内容を確認したところ、全ての法人が農地所有適格法人の要件を満たしていると判断いたしました。
法人報告については以上になります。

議 長 以上報告といたします。

議 長 次に、報告第2号の大仙市農業委員会だより第27号についてを議題とします。

事務局長 報告第2号、大仙市農業委員会だより第27号について
大仙市農業委員会だより第27号が完成したので、大仙市農業委員会専門委員会設置規程第7条に基づいて報告する

令和6年10月9日 提出
大仙市農業委員会 広報専門委員会委員長 小松 伸一

議 長 小松広報専門委員会委員長より報告願います。

小松広報専門委員会委員長 広報専門委員会よりご報告いたします。去る8月9日、及び9月4日に広報専門委員会を開催しまして、掲載内容について協議・検討をいたしました。また、この農業委員会だより第27号は10月1日発行の広報だいせんと一緒に市内全戸配布しておりますが、委員の皆様からのご意見やご要望を聴き取りしながら、慎重に協議を重ねた結果完成したものであることをご報告いたします。なお、大仙市のホームページにも掲載されており市民の方々へ広く閲覧できる形となっております。
今後も紙面の充実を図っていきたいと思いますので、農業委員・推進委員の皆様方からの情報提供をお願い申し上げまして、以上、報告とさせていただきます。

議 長

以上報告といたします。

議 長

これで本日の日程は全て終了いたしました。その他、事務局から何かございませんか。

事務局

その他

- (1) 農地利用最適化交付金に関する活動記録簿の書き方について
- (2) 11月2日開催の秋田県農業委員会大会の出欠について
- (3) 農政推進連盟の寄付金のお願い（会長より）
- (4) 全国農業新聞の購読について（会長より）

議 長

委員の皆さんから何かありませんか。

無いようですので、以上をもちまして、第17回大仙市農業委員会総会を閉会いたします。
本日は、ご苦勞様でした。 (午前9時56分 閉会)